機能ID	項番	枝番	機能名称	機能要件	実装区分	適合基準日
0100673	8.1.2.	2		下記の検索項目での検索ができること。 ＜検索項目＞ ・支店名	標準オプション機能	
0100674	8.1.2.	2		下記の検索項目での検索ができること。 ＜検索項目＞ ・郵便番号	標準オプション機能	
0100675	8.1.2.	2		下記の検索項目での検索ができること。 ＜検索項目＞ ・屋号	標準オプション機能	
0100676	8.1.2.	2		下記の検索項目での検索ができること。 ＜検索項目＞ ・店舗名	標準オプション機能	
0100732	8.1.2.	2		下記の検索項目での検索ができること。 ＜検索項目＞ ・基礎年金番号	標準オプション機能	
	9. その他					
	9.1. その他					
0100678	9.1.1.	1	異動履歴管理	各種基本情報、課税情報等の異動履歴（オンライン画面での入力、データ取込による一括更新を含む）情報を管理（データ更新時自動登録及びシステム画面上での参照）ができること。	実装必須機能	令和８年４月１日
0100679	9.1.1.	2		決裁（発付、収納反映）前など、一定の条件下において、誤操作等により更新された異動データを無効化又は削除できること。	実装必須機能（※）	
0100680	9.1.3.		被災地の納期限延長・再設定	大規模災害があった場合に，被災地を指定して一括で納期限の延長・再設定ができること。	標準オプション機能	
0100681	9.1.5.		メモ情報管理	各種基本情報として登録したメモ情報について、重要度を設定して管理（設定・保持・修正）できること。	実装必須機能	令和８年４月１日
0100682	9.1.6.			個人単位（経年）で管理するメモについて、再転入時に転出前のメモ情報の紐づけもできること。	標準オプション機能	
0100683	9.1.7.		他の標準準拠システムへの連携	庁内データ連携機能（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち全ての地方公共団体情報システムに共通して実装することができる機能の標準を定める命令（令和八年デジタル庁・総務省令第十号）に規定する庁内データ連携機能をいう。以下同じ。）に従うこと。 税務システムから他の標準準拠システムへの情報連携、または他の標準準拠システムから税務システムへの情報連携については、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に関する標準を定める命令に従うこととする。	実装必須機能	令和８年４月１日
0100684	9.1.8.		独自施策システム等への連携	標準準拠システム以外のシステム（独自施策システム等）のうち、当該標準準拠システムを利用する地方公共団体が標準準拠システムとのデータ連携を認めるものとのデータ連携については、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に関する標準を定める命令に基づく連携要件の標準に従うこと。 共用アプリケーション等の外部システムとのデータ連携についても、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に関する標準を定める命令に基づく連携要件の標準に従い、外部システムに係る接続仕様書によることとする。	標準オプション機能	
0100685	9.1.9.		税務署情報管理	自団体内の税務署名、連絡先、局署番号及び管轄税務署区域を管理（設定・保持・修正）でき、「申告特例不適用のお知らせ文書」及び「扶養是正情報」に管理する情報を設定できること。	標準オプション機能	

備考
実装必須機能：地方公共団体情報システムに必ず実装しなければならない機能
標準オプション機能：地方公共団体情報システムに実装するかどうかを事業者が判断する機能
実装不可機能：地方公共団体情報システムに実装してはならない機能